

食品安全委員会第378回会合議事録

1. 日時 平成23年4月14日（木） 14：00～14：20

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等

チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統と除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種

(厚生労働省からの説明)

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「pCo1株を利用して生産されたプロテアーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全委員会の3月の運営について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 温泉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長

本郷情報・緊急時対応課長、原嶋勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官

前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統と除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について（pCo1株を利用して生産されたプロテアーゼ）

資料 3 食品安全委員会の3月の運営について

資料 4 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループの設置について（案）

6. 議事内容

○小泉委員長 少し早いようですが、ただ今から第378回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。また、厚生労働省から温泉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第378回会合）議事次第」に従いまして本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料の1-1「食品健康影響評価について」、公文です。

資料1-2、「チョウ目害虫抵抗性ダイズ」について。

資料2「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料3「食品安全委員会の3月の運営について」。

資料4「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループの設置について（案）」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

最初に「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明

について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 12 日付で遺伝子組換え食品等 1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の温泉川室長から説明をお願いいたします。

○温泉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省新開発食品保健対策室長の温泉川でございます。

このたびは食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価のお願いをする組み換え DNA 技術応用食品及び添加物について概要を御説明申し上げたいと思います。

それでは、お手元の資料の 1-2 をごらんになっていただければと思います。ここに概要を示してございます。

本日、御説明申し上げますのは、チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種でございます。

評価依頼品目の概要に新品種についてまとめた表がございますので、ごらんになっていただければと思います。いずれも既に安全性評価を終了しておりまして、それぞれチョウ目害虫抵抗性と除草剤のグリホサート耐性を持っております。このたび新たに意見ををお願いいたしますのは、これら品種を伝統的な育種の方法を用いて掛け合わせた品種でございます。本品種の食品としての利用目的や利用方法に関しては、従来のもものと相違はございません。

このたびの評価について、よろしくをお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○村田委員 これは掛け合せているだけなのですかけれども、左側のチョウ目害虫抵抗性のダイズのほうは、選択マーカーで cp4 epsps 遺伝子が使われていますよね。もう一つのほうのグリホサート耐性のほうは、挿入遺伝子として同じ cp4 epsps 遺伝子が入っているので、これに関しては、要するに 2 カ所入ったものだと思ってよろしいわけですか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 さようでございます。最終的には、掛け合わせによって選択マーカーの cp4 epsps は落ちていくということでございます。

○村田委員 両方とも、片方だけ落ちていくということですか。

○温泉川新開発食品保健対策室長 グリホサート耐性のところが落ちていくと……。すみません、グリホサート耐性のほうについて、チョウ目害虫抵抗性ダイズの遺伝子であります cp4 epsps は、かけ合わせの中で落ちていくということでございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございました。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

温泉川室長、どうもありがとうございました。

○温泉川新開発食品保健対策室長 よろしくお願いたします。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料2の2ページの要約に沿って概要を説明します。

食品添加物である「pCo1株を利用して生産されたプロテアーゼ」について申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本添加物は、プロテアーゼの品質を高めるために *Streptomyces*、以下Sと言いますが、*S. violaceoruber* 1326株を宿主として、*S. violaceoruber*由来のプロテアーゼ構造遺伝子、それから *S. avermitilis*由来のプロモーター、それから *S. cinnamoneus*由来のターミネーターを結合した挿入DNA、*S. azureus*由来のチオストレプトン耐性遺伝子を含む発現プラスミドを導入して作製

された pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼです。

S. violaceoruber、*S. cinnamoneus*、*S. avermitilis* 及び *S. azureus* との間において、自然に遺伝子交換が行われていると考えられることから、pCol 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられました。

したがって、当該プロテアーゼについては「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」において「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく安全性評価は必要ないと判断しました。

追加等については事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 2 に基づきまして補足の御説明をいたします。

1 ページに審議の経緯がございますが、本件につきましては、本年の 2 月に厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請があったものでございます。

3 ページをお願いいたします。

I. 評価対象添加物の概要のところでございます。このもの、pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼは、遺伝子組換え微生物により生産される添加物、プロテアーゼでございます。その品質を高めるため遺伝子組換え技術が用いられたということでございます。

こちらの I の 2 段落目のところがございますように、宿主及び構造遺伝子の供与体、それからプロモーターの供与体、ターミネーターの供与体並びにチオストレプトン耐性遺伝子の供与体、これらにつきましては毒素産生性及び病原性は知られていないということでございます。

II の食品健康影響評価でございますが、1 の pCol 株の作製については、挿入 DNA の説明がございまして、その次に発現プラスミド pCol について記載されています。このものは *Streptomyces azureus* 由来のチオストレプトン耐性遺伝子を含む *Streptomyces violaceoruber* ATCC35287 株由来のプラスミド pIJ702 を基に作製されたものでございまして、塩基数、塩基配列、制限酵素による切断地図、これらが明らかになっているということです。なおのところがございますようにプラスミド pIJ702 は、ヒトに対して有害でないことが知られているということでございます。

2. でございます。pCol 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在するか否かについて、このものの作製に使用されました *Streptomyces violaceoruber*、*S. avermitilis*、*S. cinnamoneus* 及び *S. azureus* の間では、自然に遺伝子交換が行われると考えられております。この根拠となります科学的知見については、既に確認がされております *Streptomyces violaceoruber* (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼの評価において確認をされているということでございます。したがって

まして、この pCo1 株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられたということ
でございまして、結論としては、ただ今、長尾先生から御説明いただいたとおりでございます。

本件評価書案につきましては、最初の紙でございますように、本日の委員会終了後、5月13日ま
での30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御
意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることいたします。

(3) 食品安全委員会の3月の運営について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全委員会の3月の運営について」です。
事務局から報告お願いいたします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料の3に基づきまして、委員会の3月の運営についての報
告をいたします。

食品安全委員会の開催ですが、3月3日の委員会では、1品目について評価の要請があり、1品
目について審議結果の報告があり、1品目について結果を通知しております。そのほか平成21年度
及び22年度の研究課題の中間評価について決定をしております。また2月の運営報告がございま
した。

3月10日の委員会では、明らか不要の確認が1件、それから評価結果を3品目について通知をし
ております。また食品安全関係情報の報告がございました。2ページでございます。3月22日に食
品衛生法に基づき放射線物質について指標値を定めることについて厚生労働省から説明があり、そ
の後当面緊急にリスク評価が必要な事項を整理し、結果を取りまとめることと決定されております。
その後、本件につきましては3月23日、3月25日、3月28日、そして3月29日まで5回にわた
り審議が行われ、3月29日に食品安全委員会として「放射性物質に関する緊急とりまとめ」がまと
められております。

3ページでございますが、3月31日の委員会では明らか不要案件が1件確認されたほか、4品目
について審議結果の報告があり、3品目について評価結果を通知しております。また、「加熱時に

生じるアクリルアミド」を自ら評価案件として決定をしております。23年度運営計画について決定をし、また23年度において企画専門調査会に調査審議を求めることについて決定をしております。また23年度食品安全モニターについて、依頼の決定をしております。4ページでございますが、そのほかカフェインについてのファクトシートの作成について報告、また食品安全関係情報について報告がございました。

専門調査会の運営でございますが、3月31日にリスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会の合同会合が開催されております。ほかに3月9日に農薬専門調査会の評価第一部会、3月10日に汚染物質部会、3月8日にかび毒・自然毒等専門調査会、3月7日に遺伝子組換え食品等専門調査会が開催されております。

また、3月2日に東京都におきまして「食品添加物のリスク評価について」の意見交換会が開催されております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) その他

○小泉委員長 それでは、続きまして「その他」の議事として放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループの設置について議題にしたいと思います。

本件につきましては、先週の第377回委員会会合においてできるだけ早く専門家によるワーキンググループを設置し、リスク評価を行っていくこととしていたものです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして御説明いたします。

資料4は「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループの設置について(案)」というものでございます。

まず1で趣旨でございますが、平成23年3月20日付けで厚生労働大臣から要請があった「有毒

な、若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めること」に係る食品健康影響評価につきましては、緊急時の対応として、3月29日に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」をとりまとめたところであるということがまず書いてございます。

今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要がございまして、放射性物質の曝露状況等も把握した上での評価や、放射性物質の発がん性、胎児への影響等に係る詳細な検討等が必要なため、食品安全委員会に、審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループを設置しようとするものでございます。

2として構成及び運営でございまして。

まず(1)でございまして、ワーキンググループは、委員長の指名する専門委員により構成するというので、別紙としては裏をごらんいただければ現在の名簿の案がございまして。

戻っていただきまして(2)から(4)までは、座長に関する規定等を記載したものでございまして。

それから参考人をお呼びすることが考えられますので、(5)といたしまして、座長が必要と認めた場合にはワーキンググループに属する専門委員以外の有識者の参加を求めることができるという規定を設けております。

(6)は、会議の公開に関して原則公開という規定でございまして。

(7)といたしまして、ワーキンググループの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告するというのを規定しております。

3のその他でございまして、上記に定めるもののほかワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定めるということになっております。

資料の説明は以上でございまして。

○小泉委員長 ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○熊谷委員 今回の現状を考えますと、なるべく速やかに調査審議するために、来週にもワーキンググループの会合を開催すべきと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○小泉委員長 ありがとうございます。そのほかの委員の方々、何か御意見ございませんか。よろ

しいですか。どうぞ。

○**村田委員** このメンバーは、皆さん多分健康評価の専門家でいらっしゃると思うんですけども、こういう問題ですので、原子力のそういう専門家みたいな方も呼びになるほうがいいと思うんですけども、その辺の御予定はあるのでしょうか。

○**坂本評価課長** そういう工学系の専門の先生にも、先ほど申しあげましたように参考人として来ていただけるように、事務局の方で今調べたりしているところでございます。

○**小泉委員長** ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、放射性物質に係る詳細な検討や効率的な調査審議を行う観点から、資料4のとおり放射性物質の食品健康影響評価につきましては、委員会の下にワーキンググループを設置し、調査審議を進めることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**小泉委員長** それでは、今後はそのような形で調査審議を進めることといたします。

また、委員長代理からもお話がありましたように、第1回目のワーキンググループの会合は来週にも開催することとしまして、開催日は決定次第、速やかにホームページにお知らせすることといたします。

なお、本件につきましては緊急を要する案件であり国民の関心も高いので、事務局において途中経過をわかりやすく速やかにお知らせすることにも配慮してください。

ほかに議事はございますか。

○**西村総務課長** ほかにございません。

○**小泉委員長** それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、4月21日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日15日、金曜日13時30分から農薬専門調査会幹事会が公開で、来週18日、月曜日14時から新開発食品専門調査会、これは、実は地震の当日にあったものを来週18日に行うものですが、

これが公開で、19日、火曜日 14時から農薬専門調査会評価第二部会が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第378回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。